

[事案 2022-100] 損害賠償請求

・令和4年12月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換前契約の死亡保障額と転換後契約の解約返戻金額の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年2月に契約した終身保険（契約①）を、平成31月1月に転換して契約した組立型保険（契約②）について、以下の理由により、契約①の死亡保障額と契約②の解約返戻金額との差額を損害賠償してほしい。

(1)募集人の説明不足により、介護年金保険（申立外契約）が転換されると誤解して契約①を転換した結果、契約①で受給できたはずの死亡保障額を失い、契約②の解約返戻金額しか受給できなくなった。

<保険会社の主張>

申込みにあたり、募集人は、少なくとも3回は設計書の内容を申立人に説明しているが、設計書には転換対象は契約①であることが繰り返し明記され、転換前後の保障内容が対比されていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。